

グローリー株式会社

2024年5月10日

サステナビリティ・リンク・ファイナンス・  
フレームワークサステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：前口 紘毅

格付投資情報センター（R&I）はグローリーが2024年5月に策定したサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク（以下、本ファイナンス・フレームワークとする）が「サステナビリティ・リンク・ボンド原則<sup>1</sup>」（2023）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則<sup>2</sup>」（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

## ■オピニオン概要

### (1) KPI（Key Performance Indicators）の選定

- ・ KPIはグローリー及び国内・海外連結子会社のCO<sub>2</sub>排出量（スコープ1・2）削減率（2022年度比）である。KPIは温室効果ガスの標準的な算出手続きに沿って一貫した方法で測定可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。これまでグローリーグループはISO14001認証を取得した国内・海外連結子会社のCO<sub>2</sub>排出量（スコープ1・2）を開示してきた。2024年4月には事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量（スコープ1・2）について集計範囲を拡大（グローリーおよび国内・海外連結子会社）する方針に変更した。
- ・ グローリーグループは「温室効果ガス排出量の削減」をマテリアリティの一つに特定し、事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減及びバリューチェーンにおける環境負荷低減について重点的に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献していく方針を掲げる。この方針のもと、事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量について、長期目標（2050年度に実質ゼロを目指す）と中間目標（2030年度に2022年度比で42.4%削減）を設定している。サステナビリティ・リンク・ファイナンスのKPIは同社が掲げるマテリアリティに対応した戦略的に重要な指標である。
- ・ KPIは取締役会の管理・監督下にあるサステナビリティ委員会とその傘下にある環境部会のもとで管理され、毎年度の実績評価と改善が継続的に図られる。KPIの進捗が組織的に管理される体制が構築されている。

### (2) SPT（Sustainability Performance Targets）の設定

- ・ SPTはグローリー及び国内・海外連結子会社のCO<sub>2</sub>排出量（スコープ1・2）を2030年度までに42.4%削減すること、及びこれと整合する削減経路に沿って設定された各年度目標を達成することである。各年度目標は2022年度の実績と2030年度の目標の線形補間により設定しており、年5.3%のペースで削減を進めていく水準となっている。
- ・ SPTは以下の点から野心的である。
  - 集計範囲変更前のグローリーのCO<sub>2</sub>排出量削減ペース（2013年度から2022年度までの直線的な削減率において32.7%、年平均3.6%）をBAUとすると、年5.3%のペースで削減する必要があるSPTはBAUを上回るよう設定されている。またグローリーのBAUの削減ペースは、同期間の産業機械業界の削減ペース（21.3%、年平均2.4%）も上回っている。そのためSPTを達成するためには、業界平均以上に削減を進めてきたグローリーのBAUに対して、さらなる改善努力が必要とされる水準となっている。
  - 年5.3%の削減率を見込むSPTは年2.7%に相当するNDCの削減ペースを上回る。

<sup>1</sup> 国際資本市場協会（ICMA）が策定・改訂。

<sup>2</sup> ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）並びにローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定・改訂。

### (3) 債券／ローンの特性

- ・ SPT の達成状況に応じて、①寄付、②排出権（J-クレジット、非化石証書）もしくはグリーン電力証書の購入、または③利率のステップアップ／ダウンを実施する。これらの水準等の詳細は、債券発行時の法定開示書類またはローン実行時の契約書類に明記される。
- ・ ①寄付の場合、SPT 判定日から償還／返済日までの間に法定開示書類／契約書類において定める SPT の充足要件に応じた金額の寄付を実施する。公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定 NPO 法人・地方自治体またはそれに準じた団体を適格寄付先として選定する。②排出権（J-クレジット、非化石証書）もしくはグリーン電力証書の購入の場合、SPT 判定日から償還／返済日までの間に法定開示書類／契約書類において定める割合に応じた額の排出権もしくはグリーン電力証書を購入する。③利率のステップアップ／ダウンの場合、SPT 判定日の直後に到来する（または SPT 判定日の属する）利率計算期間から償還／返済日までの間、法定開示書類／契約書類において定める SPT の充足要件に応じた利率が適用される。
- ・ 各ファイナンスのキャッシュフローは SPT の判定結果と連動し、グローリーの経済的インセンティブとして機能する。

### (4) レポートティング

- ・ 本ファイナンス・フレームワークに基づくレポートティングは、各ファイナンス実施時期の翌年度から判定対象事業年度までの実績を年次でグローリーの統合レポートまたはウェブサイトに開示する。レポートティングの開示事項には、KPI の基準年度と各年度の実績値、KPI・SPT に関連するグローリーの最新のサステナビリティ戦略に関する情報が含まれる。
- ・ サステナビリティ・リンク・ファイナンスの特性に基づき寄付を実施した場合、適格寄付先の名称、選定理由及び寄付額等（排出権もしくはグリーン電力証書を購入した場合はその名称、購入額、移転日）を適時に投資家に開示、または貸付人に報告する。

### (5) 検証

- ・ KPI の実績値について、公平性、確実性、および透明性を確保するために、独立の第三者による保証報告書を取得し、結果をグローリーの統合レポートまたはウェブサイトに開示する。

## グローリーの概要と本ファイナンス・フレームワークの趣旨

### (1) グローリーの概要

- ・ 1918 年創業の通貨処理機の大手。国内では複数の製品で高いシェアを握り、海外でも納入実績が豊富。「数える」「選別する」「束ねる」の各工程を精緻に制御するメカトロ技術に強みがある。国内外で豊富な納入実績があり、市場地位は高い。受注は大口案件や改刷・改鋳などのイベントの有無で増減しやすく、景況感にも左右される面がある。ただし、納入先の業種や販売地域は分散されている。売上高の 3~4 割程度を占める保守収入が安定収益源となっている。

### (2) 本ファイナンス・フレームワークの趣旨

- ・ グローリーは「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」（2023）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（2023）、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」および「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に従ったサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークを策定した。本ファイナンス・フレームワークは、グローリーがサステナビリティ・リンク・ファイナンスによる資金調達を継続的に実施していくことを前提とした包括的な枠組みを規定している。
- ・ グローリーは 2014 年 3 月に国連グローバル・コンパクトに賛同した。2021 年 11 月には TCFD への賛同を表明し、2050 年のカーボンニュートラル実現（スコープ 1・2 について CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロ）を目指す「2050 環境目標」と、そのマイルストーンとなる 2030 年度の間目標を掲げた。さらに 2024 年 4 月、「2026 中期経営計画」の策定に伴い、事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量（スコープ 1・2）の集計範囲を拡大するとともに、2030 年度の間目標を国際的なイニシアチブである SBT の認定基準に基づく 42.4%削減（2022 年度比）に変更した。グローリーは当該中間目標に基づいて本ファイナンス・フレームワークを策定し、サステナビリティ・リンク・ファイナンスを通じて、マテリアリティとして設定する「温室効果ガス排出量の削減」へのコミットメントを強化する。

## 1. KPI の選定

評価対象の「KPI の選定」は以下の観点で「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(2023)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(2023)、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

### (1) KPI の概要

- ・ KPI はグローリー及び国内・海外連結子会社の CO<sub>2</sub> 排出量 (スコープ 1・2) 削減率 (2022 年度比) である。
- ・ KPI は温室効果ガスの標準的な算出手続きに沿って一貫した方法で測定可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。
  - これまでグローリーグループは ISO14001 認証を取得した国内・海外連結子会社<sup>3</sup>の CO<sub>2</sub> 排出量 (スコープ 1・2) を開示してきた。2024 年 4 月には事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量 (スコープ 1・2) についてグローリーおよび国内・海外連結子会社へ集計範囲を拡大する方針に変更した。併せて、事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量の中間目標も改定した (2030 年度に 2022 年度比で 42.4%削減)。
  - 事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量の集計範囲拡大と中間目標改定に際して、グローリーは集計可能な最新の実績値である 2022 年度を基準年度に設定している。集計範囲拡大と中間目標改定前から、事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量にかかる開示を継続して行っていたため、ベンチマークとして、コロナ禍前の自身と産業機械業界の削減実績、「国が決定する貢献」(NDC) に相当する削減率が参照可能である。

### ■ 集計範囲変更前のグローリーの CO<sub>2</sub> 排出量 (スコープ 1・2) の推移



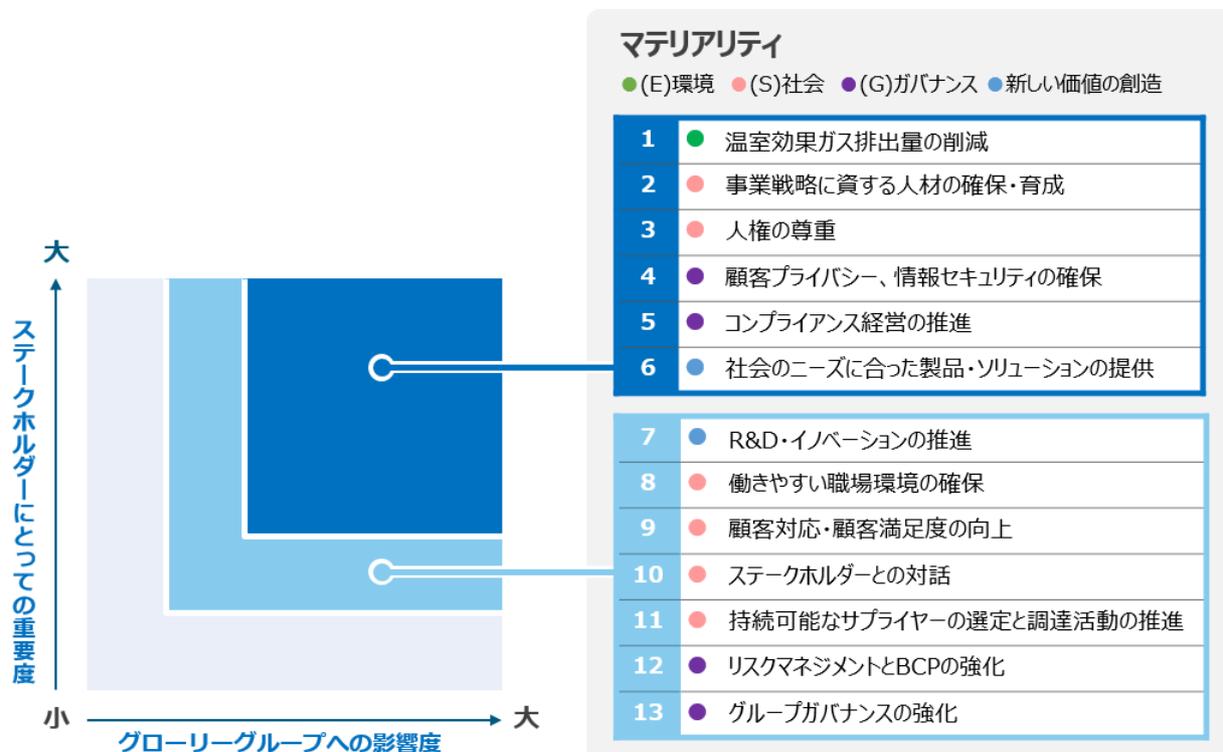
[出所：グローリーウェブサイト]

<sup>3</sup> グローリーグループは事業活動のあらゆる局面で環境負荷を低減することを目的に ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを導入している。2002 年 3 月に本社・本社工場で認証を取得し、現在はその対象範囲を主要事業所・支店、製造系グループ会社、海外のグループ会社に広げている。ISO14001 認証の取得状況はグローリーのウェブサイトでも開示されている (<https://www.glory.co.jp/csr/environment/management/>)。

## (2)KPIの重要性

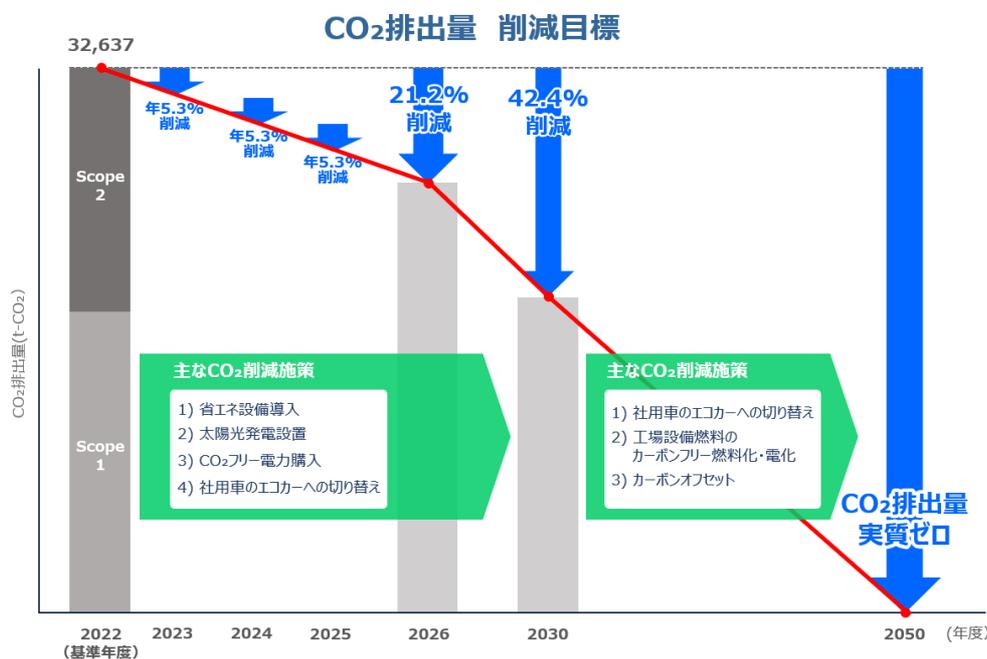
- ・ KPIはグローリーグループのマテリアリティ「温室効果ガス排出量の削減」における重要な戦略指標にあたる。
  - グローリーグループは GRI スタンダード、ISO26000 などの国際的な枠組みや SDGs などに関連する外部イニシアチブ、外部評価機関の開示要請項目などを総合的に勘案し、サステナビリティ課題を把握し整理している。ステークホルダーにとっての重要度とグローリーグループへの影響度とを合わせて考慮し、13 のサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を特定している（下図参照）。
  - 2010 年、グローリーグループは“GLORY GREEN CHALLENGE みんなの力と 技術で導く 豊かな地球”を環境スローガンとした環境ビジョンを掲げた。地球温暖化防止は環境ビジョンの主要テーマの一つであり、2050 年のカーボンニュートラル実現（スコープ 1・2 について CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロを目指す）を「2050 環境目標」に掲げ、事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量の削減及びバリューチェーンにおける環境負荷低減について重点的に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献していくとしている。
  - また「2050 環境目標」からバックキャストしたマイルストーンとして 2030 年度の削減目標を設定しており、2024 年 4 月にはこのマイルストーンを SBT イニシアチブの認定基準に基づく目標（2030 年度に 2022 年度比で 42.4%削減）に改定した。KPI はグループの事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量（スコープ 1・2）であり、マテリアリティである「温室効果ガス排出量の削減」に対応する KPI として明確に位置付けられている。

### ■ マテリアリティマップ



[出所：本ファイナンス・フレームワーク]

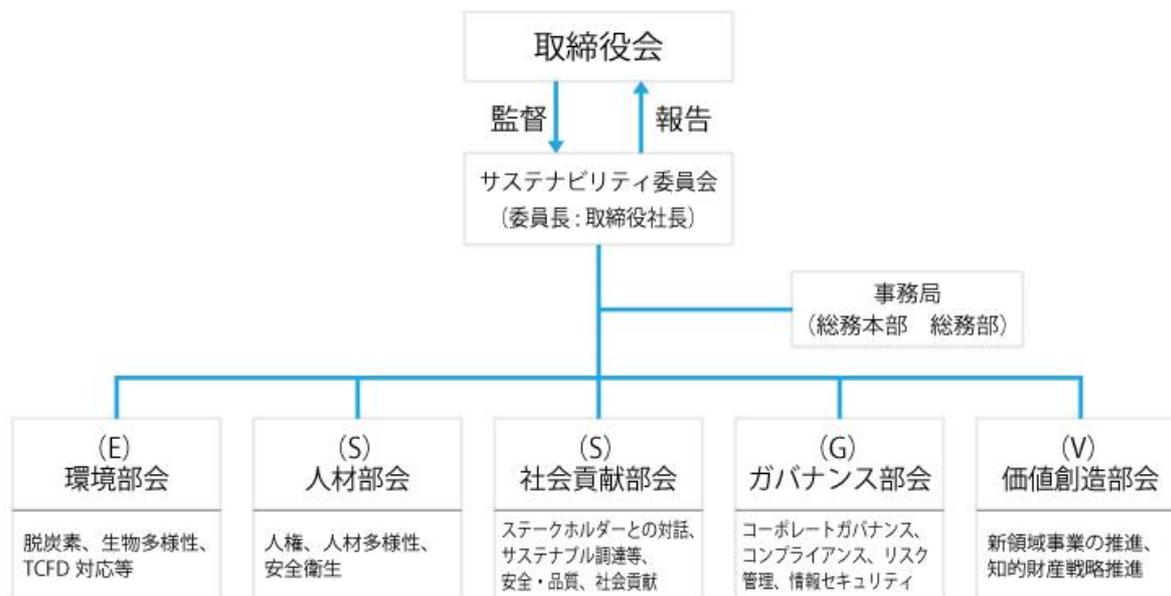
## ■ 環境長期目標



[出所：本ファイナンス・フレームワーク]

- ・ KPI は取締役会の管理・監督下にあるサステナビリティ委員会とその傘下にある環境部会のもとで管理され、毎年度の実績評価と改善が継続的に図られる。KPI の進捗が組織的に管理される体制が構築されている。
- グローリーグループはサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ経営を推進している。サステナビリティ委員会は、取締役会の定める経営方針に基づき以下の任務を行い、その活動状況を取締役に定期的に報告している。サステナビリティ委員会は取締役社長を委員長とし、常勤取締役、カンパニー長、社長直下本部長をメンバーとして、年 2 回開催している。
  - ・ サステナビリティ経営に関する基本方針、基本計画、社内推進体制の審議
  - ・ サステナビリティ推進活動に関する中期・年度方針の策定
  - ・ サステナビリティ方針に基づく各種取り組みの推進、進捗状況モニタリング
  - ・ 各種活動に該当する個々の案件に関する推進可否の審議
- 取締役会は経営の視点から、サステナビリティに関わる活動の有効性について管理・監督し、取締役社長より委嘱された環境マネジメント担当役員が、環境マネジメントを推進している。また、グループ全体で環境マネジメントの有効性を高めていくため、ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを運用しており、ISO14001 の認証取得を進めている。
- サステナビリティ委員会の傘下にある環境部会において、グローリーグループ各社は横断的に温室効果ガス排出量の削減を含む環境課題に取り組んでいる。環境部会は四半期単位で開催され、その結果についてサステナビリティ委員会へ報告している。

## ■ サステナビリティ推進体制



[出所：グローリー ウェブサイト]

## 2. SPT の設定

評価対象の「SPT の設定」は以下の観点で「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(2023)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(2023)、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

### (1) SPT の概要

SPT は以下の通りである。

- SPT はグローリー及び国内・海外連結子会社の CO<sub>2</sub> 排出量 (スコープ 1・2) を 2030 年度までに 42.4% 削減 (2022 年度比) すること、およびこれに整合する削減経路に沿って設定された各年度目標を達成することである。各年度目標は 2022 年度の実績と 2030 年度の目標の線形補間により設定しており、年 5.3% のペースで削減を進めていく水準となっている。

### ■ SPT の推移

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
スコープ 1・2 削減率 (2022 年度比)	10.6%	15.9%	21.2%	26.5%	31.8%	37.1%	42.4%

[出所：本ファイナンス・フレームワークをもとに R&I 作成]

## (2) SPT の野心性

### ① SPT の野心性

- ・ SPT は以下の点から野心的である。
  - 集計範囲変更前のグローリーグループの事業活動における CO<sub>2</sub> 排出量の削減率（2013 年度比）は、2020 年度、2021 年度、2022 年度で各々▲29.9%、▲28.8%、▲32.7%であり、2022 年度実績を BAU と見做した場合、年平均の削減率は▲3.6%/年である。一方で、集計範囲は変更されているものの、SPT は 2022 年度比で年平均▲5.3%/年の削減率を達成することが必要な水準で設定されており、BAU の削減ペースを上回る。
  - なお、一般社団法人日本産業機械工業会の「環境活動報告書 2023」によれば、産業機械業界の 2022 年度の CO<sub>2</sub> 排出量は 45.1 万 t-CO<sub>2</sub> と、基準年度である 2013 年度の 57.3 万 t-CO<sub>2</sub> から▲21.3%（12.2 万 t-CO<sub>2</sub>）の削減を達成したとされるが、グローリーグループの同期間の削減実績は▲32.7%に達している。SPT を達成するためには、従前から業界全体の実績を上回る削減努力をして達成してきた BAU の削減ペースをさらに超える削減努力を行う必要があると言える。
  - 各年度の SPT は年平均で▲5.3%のペースで削減を進めていく必要があり、これは年平均で▲2.7%に相当する NDC の削減ペースを上回っている。

### ② SPT の達成に向けた戦略の妥当性

- ・ グローリーグループは各生産拠点における高効率な設備の計画的な導入・更新や太陽光発電の導入拡大、CO<sub>2</sub> フリー電力の購入、社用車のエコカーへの切り替えなどにより SPT の達成を計画している。
- ・ CO<sub>2</sub> フリー電力の購入は中心的な削減手段であり、2024 年度から系統電力との契約を順次開始する。CO<sub>2</sub> フリー電力を安定的に確保していくうえで、需給バランスの悪化や調達価格の高騰によるコスト増がリスク要因として考えられることから、オンサイトでの太陽光発電の推進や調達先、調達方法の多角化によりリスク分散を図っていく。
- ・ 各生産拠点における高効率な設備の計画的な導入・更新については、すでに 2030 年長期省エネプランに着手し、計画的に実施している。設備アセスメントの基準に年間消費電力の閾値を設け、これに基づいた高効率設備を選定することで計画的な省エネが可能となる。設備の高経年化が想定よりも進展しないよう保守に努め監視を強化することで確実に成果をあげていく。
- ・ 太陽光発電の導入拡大については、従来は建物新築時の屋上部分に設置を進めてきたが、2023 年度は既存建物 2 箇所（本社内建物、埼玉工場）の屋根への設置を実施した。今後においても建物の耐荷重や経済合理性に配慮しながら既存建物に対象を広げていくことを検討している。

### ③ SDGs への貢献

- ・ SDGs の観点では、SPT は特に「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」及び「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献していると考えられる。



### 3. 債券／ローンの特性

評価対象の「債券／ローンの特性」は以下の観点で「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(2023)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(2023)、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ SPT の達成状況に応じて、①寄付、②排出権 (J-クレジット、非化石証書) もしくはグリーン電力証書の購入、または③利率のステップアップ／ダウンを実施する。サステナビリティ・リンク・ファイナンスの財務・構造的特性を定義づける KPI と SPT、SPT 判定対象事業年度と SPT 判定日、SPT の充足要件と適用条件は、債券発行時の法定開示書類またはローン実行時の契約書類に明記される。
- ・ 判定日までに SPT の達成状況の確認ができない場合は、SPT の未達成が確認された場合と同様の財務的・構造的特性の変化が適用される。確認ができない場合とは、判定日までに KPI の実績値に対する第三者の保証報告書が取得できない場合や SPT の達成状況に係る一般開示 (もしくは貸付人への開示) が困難な場合を含む。
- ・ ①寄付の場合、SPT 判定日から償還／返済日までの間に法定開示書類／契約書類において定める SPT の充足要件に応じた金額の寄付を実施する。なお、寄付を実施する場合、未達成の要因を踏まえたうえで、公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定 NPO 法人・地方自治体またはそれに準じた団体を適格寄付先として選定する。寄付はサステナビリティ・リンク・ファイナンスの特性に基づき独立して実施するものであり、その他の寄付行為に何ら影響を与えないものとする。②排出権 (J-クレジット、非化石証書) もしくはグリーン電力証書の購入の場合、SPT 判定日から償還／返済日までの間に法定開示書類／契約書類において定める割合に応じた額の排出権もしくはグリーン電力証書を購入する。不可抗力事項等 (取引制度の規制等の変更等) が生じ、排出権もしくはグリーン電力証書の購入を選択できない場合は、適格寄付先への寄付を実施しその名称・金額をグローリーの統合レポートまたはウェブサイトにて開示する。③利率のステップアップ／ダウンの場合、SPT 判定日の直後に到来する (または SPT 判定日の属する) 利率計算期間から償還／返済日までの間、法定開示書類／契約書類において定める SPT の充足要件に応じた利率が適用される。
- ・ 各ファイナンスのキャッシュフローは SPT の判定結果と連動し、グローリーの経済的インセンティブとして機能する。サステナビリティ・リンク・ファイナンスの財務・構造的特性は、マテリアリティである「温室効果ガス排出量の削減」に向けたグローリーのコミットメントを強化する。
- ・ 本ファイナンス・フレームワーク策定時点で予見し得ない状況 (M&A、各国規制の変更等) が発生し、フレームワークの KPI の定義や SPT を再設定する必要がある場合は、適時に変更事由や再計算方法を含む変更内容を開示する。ただし、本フレームワークにおける KPI の定義や SPT を変更する場合でも、発行済のサステナビリティ・リンク・ボンドや調達済みのサステナビリティ・リンク・ローンで設定している KPI の定義や SPT の値は変更しない。

### 4. レポートティング

評価対象の「レポートティング」は以下の観点で「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(2023)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(2023)、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ 本ファイナンス・フレームワークに基づくレポートティングは、各ファイナンス実施時期の翌年度から判定対象事業年度までの実績を年次でグローリーの統合レポートまたはウェブサイトにて開示する。レポートティングの開示事項には、基準年度の CO<sub>2</sub> 排出量実績、KPI の各年度実績値、KPI・SPT に関連するグローリーの最新のサステナビリティ戦略に関する情報が含まれる。
- ・ サステナビリティ・リンク・ファイナンスの特性に基づき寄付を実施した場合、適格寄付先の名称、選定理由及び寄付額等 (排出権もしくはグリーン電力証書を購入した場合はその名称、購入額、移転日) を適時に投資家に開示、または貸付人に報告する。

## 5. 検証

評価対象の「検証」は以下の観点で「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(2023)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(2023)、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ KPI の実績値について、公平性、確実性、および透明性を確保するために、独立の第三者による保証報告書を取得し、結果をグローリーの統合レポートまたはウェブサイトを開示する。

以 上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。